

議案第88号関連資料

明石市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(案)の概要

1 改正理由

地方公務員法の規定に基づき、2023年度(令和5年度)から、本市職員の定年年齢を段階的に引き上げるとともに、役職定年制を導入するほか、所要の整備を図ることにつき、条例の改正等をしようとするものです。

2 条例改正の内容

(1) 定年年齢の段階的な引上げ【定年条例第3条及び附則第3項関係】

2023年度(令和5年度)から、職員の定年年齢を現行の60歳から2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、2031年度(令和13年度)以降は65歳となります。

年 度	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
	(R5)	(R6)	(R7)	(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)	(R13)	(R14)
定年年齢	61歳		62歳		63歳		64歳		65歳	

制度完成

(2) 役職定年制【定年条例第6条～11条関係】 ※P. 3フローチャート参照

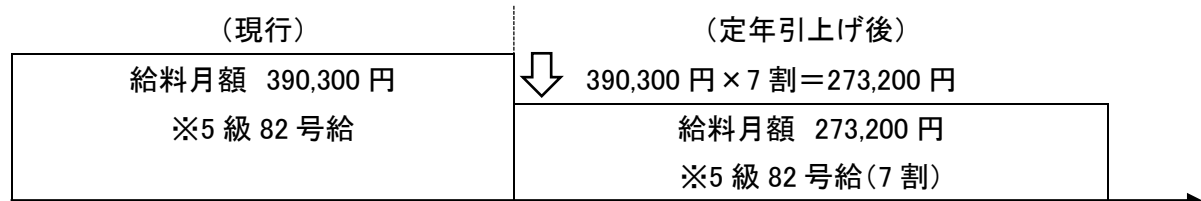
- ① 組織の新陳代謝を確保し組織活力を維持するため、60歳時点で管理職の職員については、原則、60歳に到達した日の翌年度に係長等の管理職以外の職に切替えとなります。
- ② 管理職の後任を容易に補充できず、公務の運営に著しい支障が出る場合、役職定年制の特例として、あらかじめ職員の同意を得たうえで、60歳以降も最長5年間、引き続き管理職として配置することが可能です。
- ③ 60歳時点で係長級以下(係長・主任)である職員は、役職定年制の対象外となるため、原則、60歳以降も引き続き同じ職務の級となります。

(3) 給与の7割措置【給与条例附則第47項～53項関係】

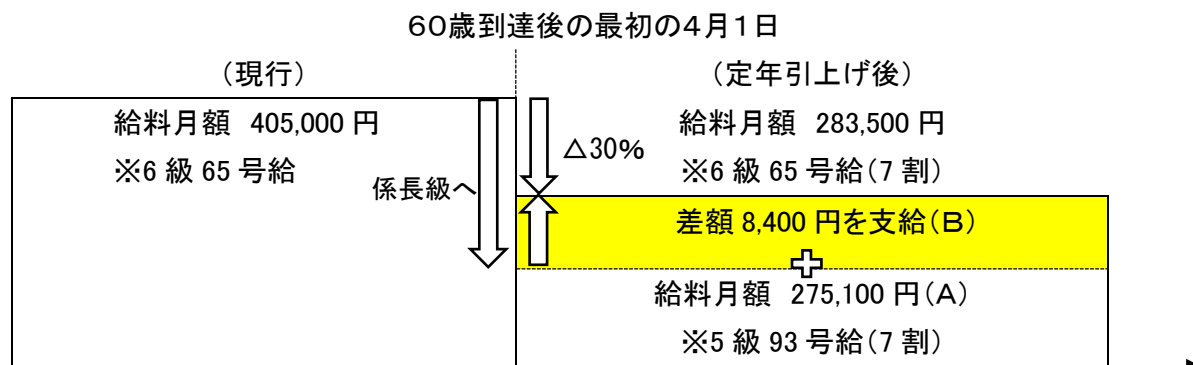
- ① 職員の給料月額、60歳到達後の最初の4月1日以降、原則、その前日までに受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(7割水準)となります。

【係長級職員の場合】

60歳到達後の最初の4月1日



- ② 管理職から係長級に切り替わる職員は、係長級の給料月額に100分の70を乗じて得た額（A）に加え、当該額と管理職であった頃の給料月額に100分の70を乗じて得た額との差額（B）を支給することで、切替え前の給料月額の7割水準となるように措置されます。



- ③ 役職定年制の特例を適用し、61歳以降も引き続き管理職である職員の給料月額は、原則、管理職として適用する級号給の額の7割となります。この額が60歳時点の給料月額の7割を下回る場合は、上記②と同様に差額が支給されます。

(4) 退職手当【退職手当条例附則第16項～18項関係】

- ① 定年による退職手当は、引き上げられた定年年齢の到達後に支給します。
- ② 当分の間、60歳に到達した日以後、引き上げられた定年退職日以前に退職した場合であっても「定年退職」の支給率により算定します。

(5) 定年前再任用短時間勤務制度等【定年条例第12条関係】 ※P. 3フローチャート参照

- ① 60歳到達年度の翌年度以後、定年前に退職した職員のうち希望者は、定年前再任用短時間勤務職員として、短時間勤務の職で働くことが可能です（任期は65歳の年度末まで）。
- ② 現行の再任用職員制度については、暫定再任用職員制度に名称は変わりますが、2031年度（令和13年度）末の定年引上げ完了時までの間、存続します。

(6) その他上記改正に伴う規定整備等

3 改正及び廃止する条例

- (1) 明石市職員の定年等に関する条例
- (2) 明石市一般職の任期付職員の採用並びに勤務時間及び給与等に関する条例
- (3) 明石市職員の分限及び懲戒に関する条例
- (4) 明石市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例
- (5) 明石市職員の育児休業等に関する条例
- (6) 公益的法人等への明石市職員の派遣等に関する条例
- (7) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される明石市職員の処遇等に関する条例

- (8) 明石市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- (9) 明石市職員の給与に関する条例
- (10) 明石市会計年度任用職員の給与等に関する条例
- (11) 明石市職員の特殊勤務手当に関する条例
- (12) 明石市職員退職手当条例
- (13) 明石市立学校職員の給与等に関する条例
- (14) 明石市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- (15) 明石市職員の再任用に関する条例 ※ 廃止

4 施行期日

2023年（令和5年）4月1日

5 今後の予定

- ・ 2022年（令和4年）12月 定年条例の改正、改正後に59歳年度職員への意向調査
- ・ 2023年（令和5年）4月 制度施行

6 高齢者部分休業制度の導入について

本年3月の総務常任委員会において導入予定と報告しました同制度については、導入に向けて引き続き、制度の運用方法や導入時期等を検討しているところです。

【60歳以降の勤務フローチャート】

